

旧	新
<p>第1条、第2条 (略)</p> <p>(法令遵守等)</p> <p>第3条 協会員は、法その他の関係法令等（「貸金業者向けの総合的な監督指針」（以下「監督指針」という。）、「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」<u>（平成28年告示第3号。以下「障害者差別解消対応指針」という。）</u>、「経営者保証に関するガイドライン研究会」から公表された「経営者保証に関するガイドライン」（以下「経営者保証ガイドライン」という。）を含む。）及び金融庁が策定した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」という。）を遵守するほか、第2章各則その他規則によって遵守しなければならないものとして定められた事項を遵守しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>第1条、第2条 (同左)</p> <p>(法令遵守等)</p> <p>第3条 協会員は、法その他の関係法令等（「貸金業者向けの総合的な監督指針」（以下「監督指針」という。）、「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」<u>（平成28年金融庁告示第3号）</u>」、「経営者保証に関するガイドライン研究会」から公表された「経営者保証に関するガイドライン」（以下「経営者保証ガイドライン」という。）を含む。）及び金融庁が策定した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」という。）を遵守するほか、第2章各則その他規則によって遵守しなければならないものとして定められた事項を遵守しなければならない。</p> <p>2～4 (同左)</p>
<p>第4条 ～ 第5条 (略)</p> <p>(目的)</p> <p>第6条 本節の定めは、協会員又は協会員となろうとする者（以下<u>この節において</u>「協会員等」という。）が、多重債務問題への取組みとして、第7条に定義する有人店舗又は無人店舗の新たな設置にあたり適切な配置を行うことは、資金需要者等の利益の保護に資するものと考えられる。このことから、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する衆議院及び参議院の附帯決議（以下「附帯決議」という。）を踏まえ、一定の地域又は場所において有人店舗又は無人店舗を設置しようとする場合の取扱いを定めるものとする。</p> <p>なお、既往の有人店舗又は無人店舗についても、多重債務問題の解決の趣旨を踏まえ、適切な対応に努めるものとする。</p>	<p>第4条 ～ 第5条 (同左)</p> <p>(目的)</p> <p>第6条 本節の定めは、協会員又は協会員となろうとする者（以下「協会員等」という。）が、多重債務問題への取組みとして、第7条に定義する有人店舗又は無人店舗の新たな設置にあたり適切な配置を行うことは、資金需要者等の利益の保護に資するものと考えられる。このことから、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する衆議院及び参議院の附帯決議（以下「附帯決議」という。）を踏まえ、一定の地域又は場所において有人店舗又は無人店舗を設置しようとする場合の取扱いを定めるものとする。</p> <p>なお、既往の有人店舗又は無人店舗についても、多重債務問題の解決の趣旨を踏まえ、適切な対応に努めるものとする。</p>
<p>第7条 ～ 第20条 (略)</p>	<p>第7条 ～ 第20条 (同左)</p>

旧	新
<p>(協会の一般的責務)</p> <p>第21条 協会が資金需要者等の必要な収支状況を把握した上で返済能力を調査することは、資金需要者等が収支との均衡を踏まえた健全な返済計画に基づく貸付けの契約を締結することを可能にするという観点及び資金需要者等が多重債務に陥ることを防止するという観点から極めて重要であることにかんがみ、協会は、貸付けの契約を締結する場合には、法その他の関係法令を遵守し、<u>この規則の規定に従い</u>、適正な貸付けの契約を締結しなければならない。</p>	<p>(協会の一般的責務)</p> <p>第21条 協会が資金需要者等の必要な収支状況を把握した上で返済能力を調査することは、資金需要者等が収支との均衡を踏まえた健全な返済計画に基づく貸付けの契約を締結することを可能にするという観点及び資金需要者等が多重債務に陥ることを防止するという観点から極めて重要であることにかんがみ、協会は、貸付けの契約を締結する場合には、法その他の関係法令を遵守し、適正な貸付けの契約を締結しなければならない。</p>
<p>(返済能力の調査に係る基準)</p> <p>第21条の2 協会は、法その他の関係法令を遵守し、<u>この規則の規程に従った</u>適正な貸付けの契約の締結が行われるようにするため、例えば、顧客等の収入又は収益その他資力及び支出の状況、借入れの状況、資金使途等を考慮した返済能力の調査に係る基準を設けなければならない。</p>	<p>(返済能力の調査に係る基準)</p> <p>第21条の2 協会は、法その他の関係法令を遵守し、適正な貸付けの契約の締結が行われるようにするため、例えば、顧客等の収入又は収益その他資力及び支出の状況、借入れの状況、資金使途等を考慮した返済能力の調査に係る基準を設けなければならない。</p>
<p>第21条の3 ～ 第27条 (略)</p>	<p>第21条の3 ～ 第27条 (同左)</p>
<p>(返済能力の調査 — 指定信用情報機関を利用した調査)</p> <p>第27条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 協会は、法第13条第3項<u>本文</u>各号のいずれか又は法第13条の3第3項<u>本文各号のいずれか</u>に該当することを確認した場合には、<u>施行規則第10条の17の規定に従い</u>、資金需要者である個人の顧客(以下「個人顧客」という。)から<u>同条</u>に定める書面又はその写し(電磁的記録を含む。以下「年収証明書」という。)の提出又は提供を適時にかつ適切に受けなければならない。ただし、協会が既に当該個人顧客の年収証明書の提出又は提供を受けている場合は、この限りではない。</p> <p>4 <u>前項に定める収入証明書類に該当する</u>各書面は、以下の法令を根拠として交付されたものであれば、その書面の名称の如何を問わないものとする。</p>	<p>(返済能力の調査 — 指定信用情報機関を利用した調査)</p> <p>第27条の2 (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 協会は、法第13条第3項各号のいずれか又は法第13条の3第3項本文に該当することを確認した場合には、資金需要者である個人の顧客(以下「個人顧客」という。)から<u>施行規則第10条の17第1項</u>に定める書面又はその写し(電磁的記録を含む。以下「年収証明書」という。)の提出又は提供を適時にかつ適切に受けなければならない。ただし、協会が既に当該個人顧客の年収証明書の提出又は提供を受けている場合は、この限りではない。</p> <p>4 <u>施行規則第10条の17第1項各号に規定された</u>各書面は、以下の法令を根拠として交付されたものであれば、その書面の名称の如何を問わないものとする。</p>

旧	新
<p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 収支内訳書・・・所得税法第120条第4項</p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>(9) 年金証書・・・国民年金法第16条、国民年金法施行規則第65条、厚生年金保健法施行規則第82条等</p> <p>(10) (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>る。</p> <p>(1)～(5) (同左)</p> <p>(6) 収支内訳書・・・所得税法第120条第6項</p> <p>(7)～(8) (同左)</p> <p>(9) 年金証書・・・国民年金法第16条、国民年金法施行規則第65条、厚生年金保険法施行規則第82条等</p> <p>(10) (同左)</p> <p>5 (同左)</p>
<p>第27条の3 ～ 第29条の2 (略)</p>	<p>第27条の3 ～ 第29条の2 (同左)</p>
<p>(起業して1年に満たない個人事業者の確認)</p> <p>第29条の3 協会員は、資金需要者等である個人事業者に対し施行規則第10条の23第1項第4号に定める例外貸付けを行おうとする場合において、当該資金需要者等が起業して1年に満たない個人事業者であるときには、開業に必要な公的な許可証、届出書又は事業を営む主たる事業所の所在地の賃貸借契約書、その他事業事実を疎明する書類等（いずれも写し、電磁的記録を含む。）の提供又は提出、若しくは当該所在地に臨場する等により、その事業の実態を確認しなければならない。</p>	<p>(起業して1年に満たない個人事業者の確認)</p> <p>第29条の3 協会員は、資金需要者等である個人事業者に対し施行規則第10条の23第1項第4号に定める例外貸付けを行おうとする場合において、当該資金需要者等が起業して1年に満たない個人事業者であるときには、開業に必要な公的な許可証、届出書又は事業を営む主たる事業所の所在地の賃貸借契約書、その他事業事実を疎明する書類等（いずれも写し、電磁的記録を含む。）の提出又は提供、若しくは当該所在地に臨場する等により、その事業の実態を確認しなければならない。</p>
<p>第29条の4、第30条 (略)</p>	<p>第29条の4、第30条 (同左)</p>
<p>(法人であることの確認)</p> <p>第31条 協会員は、資金需要者等が法人である場合には、商業登記簿謄本(電磁的記録を含む。)の提供又は提出を受けて法人の実態を確認しなければならない。</p> <p>2 協会員は、資金需要者等が起業準備中にある開業予定事業者の場合には、その事業計画書又は電磁的記録の提供又は提出を受け、創業への意欲、進捗状況、開業の実現性を確認しなければならない。また、開業後は速やかに事業所を訪問し、事業者の事業の実態を確認するよう努めるものとする。</p>	<p>(法人であることの確認)</p> <p>第31条 協会員は、資金需要者等が法人である場合には、商業登記簿謄本(電磁的記録を含む。)の提出又は提供を受けて法人の実態を確認しなければならない。</p> <p>2 協会員は、資金需要者等が起業準備中にある開業予定事業者の場合には、その事業計画書又は電磁的記録の提出又は提供を受け、創業への意欲、進捗状況、開業の実現性を確認しなければならない。また、開業後は速やかに事業所を訪問し、事業者の事業の実態を確認するよう努めるものとする。</p>

旧	新
<p>(返済能力の確認)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 協会員は、法人の返済能力を確認する場合には、決算書、資金繰り表又は事業計画書等の書類又は電磁的記録の<u>提供</u>又は<u>提出</u>を受けなければならない。</p>	<p>(返済能力の確認)</p> <p>第32条 (同左)</p> <p>2 協会員は、法人の返済能力を確認する場合には、決算書、資金繰り表又は事業計画書等の書類又は電磁的記録の<u>提出</u>又は<u>提供</u>を受けなければならない。</p>
<p>(過剰貸付けの防止)</p> <p>第33条 協会員は、法人の資金使途が経常的な運転資金の場合には、複数年の決算書又は資金繰り表（いずれも写し、電磁的記録を含む。）の<u>提供</u>又は<u>提出</u>を受けてその事業規模、事業経験、業種等を総合的に勘案して当該法人に対する貸付けの実行が返済能力を超える貸付け（以下「過剰貸付け」という。）となるか否かを判断しなければならない。</p> <p>2 協会員は、法人の資金使途が前項に定めるもの以外の場合には、事業計画書、資金繰り表等の提出を受け、事業規模、事業経験、業種等を総合的に勘案して当該法人に対する貸付けの実行が過剰貸付けとなるか否かを判断しなければならない。</p>	<p>(過剰貸付けの防止)</p> <p>第33条 協会員は、法人の資金使途が経常的な運転資金の場合には、複数年の決算書又は資金繰り表（いずれも写し、電磁的記録を含む。）の<u>提出</u>又は<u>提供</u>を受けてその事業規模、事業経験、業種等を総合的に勘案して当該法人に対する貸付けの実行が返済能力を超える貸付け（以下「過剰貸付け」という。）となるか否かを判断しなければならない。</p> <p>2 協会員は、法人の資金使途が前項に定めるもの以外の場合には、事業計画書、資金繰り表等の提出<u>又は提供</u>を受け、事業規模、事業経験、業種等を総合的に勘案して当該法人に対する貸付けの実行が過剰貸付けとなるか否かを判断しなければならない。</p>
<p>(保証能力を超える保証契約の防止)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2、3 (略)</p> <p>4 協会員は、第24条第2項の規定に<u>かかわらず</u>、保証人に対する事前交付書面を、保証契約締結日の前日までに交付をしなければならない。ただし、当該資金需要が緊急性又は定時性を要する場合（手形債務の支払等のための資金需要である場合等）であって、当該保証契約締結の相手方が当該顧客の定性的な評価、事業の定量的な評価を知り得る者である場合には保証契約締結の当日に交付することを妨げない。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(保証能力を超える保証契約の防止)</p> <p>第34条 (同左)</p> <p>2、3 (同左)</p> <p>4 協会員は、第24条第2項の規定に<u>基づき</u>、保証人に対する事前交付書面を、保証契約締結日の前日までに交付をしなければならない。ただし、<u>同項の規定にかかわらず</u>、当該資金需要が緊急性又は定時性を要する場合等（手形債務の支払等のための資金需要である場合等）であって、当該保証契約締結の相手方が当該顧客の定性的な評価、事業の定量的な評価を知り得る者である場合には保証契約締結の当日に交付することを妨げない。</p> <p>5 (同左)</p>
<p>第35条、第36条 (略)</p>	<p>第35条、第36条 (同左)</p>

【新旧対照表】貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則

(下線部分改正箇所)

旧	新
<p>(書類の保管)</p> <p>第37条 協会員は、法人向け貸付けに伴いこの規則の規定により資金需要者等から取得した書面又は電磁的記録を保存しなければならない。なお、保存期間については、第21条の3第2項及び第3項を準用するものとする。</p>	<p>(書類の保管)</p> <p>第37条 協会員は、法人向け貸付けに伴い、<u>第32条から第34条までの規定により</u>資金需要者等から取得した書面又は電磁的記録を保存しなければならない。なお、保存期間については、第21条の3第2項及び第3項を準用するものとする。</p>
<p>第38条 ～ 第39条の3 (略)</p>	<p>第38条 ～ 第39条の3 (同左)</p>
<p>(特定貸付契約)</p> <p>第39条の4 非営利特例対象法人である協会員が特定貸付契約 (<u>施行規則第5条の3の2第3項</u>に定めるものをいう。以下同じ。)を締結する場合には、当該貸付けの契約が特定貸付契約に該当することを確認するものとする。</p> <p>2、3 (略)</p>	<p>(特定貸付契約)</p> <p>第39条の4 非営利特例対象法人である協会員が特定貸付契約 (<u>施行規則第1条の2の4第3項</u>に定めるものをいう。以下同じ。)を締結する場合には、当該貸付けの契約が特定貸付契約に該当することを確認するものとする。</p> <p>2、3 (同左)</p>
<p>第40条 ～ 第47条 (略)</p>	<p>第40条 ～ 第47条 (同左)</p>
<p>(放送時間帯、総量及び放映番組に関する留意事項)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) ギャンブルを主体とした番組への提供は行わない。また、当該番組前後へのスポットCMについても配慮すること。</p> <p>(4) 以下に定める放送量範囲での放送とすること。(地上波放送に適用)</p> <p>イ 各放送エリアにおける放送総量：月間100本以内とし(15秒=1本換算)、22時から24時の時間帯の放映数上限は50本とすること。</p> <p>ロ <u>前号</u>に規定する放送エリアについては、次に掲げる場合を除いて一都府県を1放送エリアとする。</p> <p>(ア)～(カ) (略)</p>	<p>(放送時間帯、総量及び放映番組に関する留意事項)</p> <p>第48条 (同左)</p> <p>(1)、(2) (同左)</p> <p>(3) ギャンブルを主体とした番組への提供は行わない。また、当該番組前後へのスポットCMについても配慮すること。</p> <p>(4) 以下に定める放送量範囲での放送とすること。(地上波放送に適用)</p> <p>イ 各放送エリアにおける放送総量：月間100本以内とし(15秒=1本換算)、22時から24時の時間帯の放映数上限は50本とすること。</p> <p>ロ <u>1</u>に規定する放送エリアについては、次に掲げる場合を除いて一都府県を1放送エリアとする。</p> <p>(ア)～(カ) (同左)</p>
<p>第49条 ～ 第57条 (略)</p>	<p>第49条 ～ 第57条 (同左)</p>
<p>(ホームページへの明示事項等)</p> <p>第58条 (略)</p>	<p>(ホームページへの明示事項等)</p> <p>第58条 (同左)</p>

旧	新
(1) (略) (2) 貸金業登録簿に登録された商号、名称又は氏名 (3) 貸金業登録番号 (4) (略) (5) 登録簿に記載された電話番号 (6) (略) 2、3 (略)	(1) (同左) (2) 貸金業 <u>者</u> 登録簿に登録された商号、名称又は氏名 (3) 貸金業 <u>者</u> 登録番号 (4) (同左) (5) <u>貸金業者</u> 登録簿に記載された電話番号 (6) (同左) 2、3 (同左)
第59条 (略)	第59条 (同左)
<p>(目的)</p> <p>第60条 本款の定めは、本節第2款から第7款に掲げる以外の広告は、一般的に企業広告、すなわち、その内容として当該企業の特定のサービスの利用促進を訴求するものではなく、企業の理念や主張、姿勢を広く遍く、一般消費者に伝える広告が大半であるが、本款においては、<u>協会員又は協会員になるうとする者(以下この款において「協会員等」という。)</u>に対して、国会の附帯決議を踏まえ、一般的な企業広告のうち、第61条に定める屋上広告看板等の新設について自主規制規則を定め、過剰借入れの抑制など、多重債務問題への対応とし、また、景観等への配慮に寄与することを目的とする。</p> <p>なお、次の各号に掲げる事項の告知を目的とする広告のうち、営業広告との差異が明確でない広告に関してはその取扱いを別途協会において協議する。また、協会員等は既設の屋上広告看板等についても多重債務者の発生を防止する観点から適切な対応に努めるものとする。</p> <p>(1) セミナー、シンポジウム、芸術・文化・スポーツイベント等の告知(協賛含む。)</p> <p>(2) 挨拶、意見、主張、御礼、お詫び</p> <p>(3) 新会社設立、企業提携又は合併、社名又はマーク変更</p> <p>(4) 周年、株式上場、店頭公開、ブックビルディング</p>	<p>(目的)</p> <p>第60条 本款の定めは、本節第2款から第7款に掲げる以外の広告は、一般的に企業広告、すなわち、その内容として当該企業の特定のサービスの利用促進を訴求するものではなく、企業の理念や主張、姿勢を広く遍く、一般消費者に伝える広告が大半であるが、本款においては、協会員等に対して、国会の附帯決議を踏まえ、一般的な企業広告のうち、第61条に定める屋上広告看板等の新設について自主規制規則を定め、過剰借入れの抑制など、多重債務問題への対応とし、また、景観等への配慮に寄与することを目的とする。</p> <p>なお、次の各号に掲げる事項の告知を目的とする広告のうち、営業広告との差異が明確でない広告に関してはその取扱いを別途協会において協議する。また、協会員等は既設の屋上広告看板等についても多重債務者の発生を防止する観点から適切な対応に努めるものとする。</p> <p>(1) セミナー、シンポジウム、芸術・文化・スポーツイベント等の告知(協賛含む。)</p> <p>(2) 挨拶、意見、主張、御礼、お詫び</p> <p>(3) 新会社設立、企業提携又は合併、社名又はマーク変更</p> <p>(4) 周年、株式上場、店頭公開、ブックビルディング</p>

旧	新
<p>(5) CSR (6) 法改正、規制緩和、制度改革 (7) 人材募集 (8) 社名、相談窓口、企業概要 (9) 消費者等に対する啓発 (10) 看板</p>	<p>(5) CSR (6) 法改正、規制緩和、制度改革 (7) 人材募集 (8) 社名、相談窓口、企業概要 (9) 消費者等に対する啓発 (10) 看板</p>
<p>第61条 ～ 第68条 (略)</p>	<p>第61条 ～ 第68条 (同左)</p>
<p>(社内態勢整備) 第69条 (略) (1)～(3) (略) (4) 債務処理を代理人弁護士又は司法書士に委託し、または債務処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続きをとったことが弁護士又は司法書士、裁判所から通知された場合、又は債務者等からの電話その他の方法をもって判明した場合、若しくは財団法人日本クレジットカウンセリング協会から介入通知を受領した場合、その後債務者等に支払を要求すること。 (5)、(6) (略) 2 (略)</p>	<p>(社内態勢整備) 第69条 (同左) (1)～(3) (同左) (4) 債務処理を代理人弁護士又は司法書士に委託し、または債務処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続きをとったことが弁護士又は司法書士、裁判所から通知された場合、又は債務者等からの電話その他の方法をもって判明した場合、若しくは公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会から介入通知を受領した場合、その後債務者等に支払を要求すること。 (5)、(6) (同左) 2 (同左)</p>
<p>第70条 ～ 第73条 (略)</p>	<p>第70条 ～ 第73条 (同左)</p>
<p>(本人又は正当な委任を受けた代理人等であるかの確認の方法) 第74条 (略) 2 協会員は、債務者等から当該債務者等の取引に係る取引履歴の開示の請求を受けた場合には、協会員は、その保管する貸付けの契約その他の取引に係る書類に記載された情報を用いることなどにより、債務者等の負担がより少ない方法により債務者等本人であることが確認できる場合など、合理的な方法により確認することができる場合には、当該方法を用いて確認をする</p>	<p>(本人又は正当な委任を受けた代理人等であるかの確認の方法) 第74条 (同左) 2 協会員は、債務者等から当該債務者等の取引に係る取引履歴の開示の請求を受けた場合には、協会員は、その保管する貸付けの契約その他の取引に係る書類に記載された情報を用いることなどにより、債務者等の負担がより少ない方法により債務者等本人であることが確認できる場合など、合理的な方法により確認することができる場合には、当該方法を用いて確認をする</p>

【新旧対照表】貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則

(下線部分改正箇所)

旧	新
<p>ことが適切である。また、債務者等に対し、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）<u>施行規則第6条</u>に規定する本人確認書類（写しを含む。以下「本人確認書類」という。）の提示を求めることもできるものとする。</p> <p>3、4 （略）</p> <p>5 協会員は、財団法人日本クレジットカウンセリング協会が債務者等から依頼を受けて行う弁済計画の策定に関し、同協会から当該債務者等の取引に係る取引履歴の開示の請求を受けた場合には、当該請求が真正の「介入通知書」によるものであること、及び当該債務者の「依頼書」が添付されていることを確認することによって行う。</p> <p>6 （略）</p>	<p>ことが適切である。また、債務者等に対し、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）<u>施行規則第7条</u>に規定する本人確認書類（写しを含む。以下「本人確認書類」という。）の提示を求めることもできるものとする。</p> <p>3、4 （同左）</p> <p>5 協会員は、<u>公益</u>財団法人日本クレジットカウンセリング協会が債務者等から依頼を受けて行う弁済計画の策定に関し、同協会から当該債務者等の取引に係る取引履歴の開示の請求を受けた場合には、当該請求が真正の「介入通知書」によるものであること、及び当該債務者<u>等</u>の「依頼書」が添付されていることを確認することによって行う。</p> <p>6 （同左）</p>
<p>第75条 ～ 第79条 （略）</p>	<p>第75条 ～ 第79条 （同左）</p>
<p>附 則（平成19.12.19）～（平30.6.1）（略） （新設）</p>	<p>附 則（平成19.12.19）～（平30.6.1）（同左）</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則（令2.11.2）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この改正は、令和2年11月2日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（注）改正条項は、次のとおりである。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第3条、第6条、第21条、第21条の2、第27条の2、第29条の3、</u> <u>第31条、第32条、第33条、第34条、第37条、第39条の4、</u> <u>第48条、第58条、第60条、第69条、第74条を改正。</u></p>